平成30年度第1回横浜市学校規模適正化等検討委員会　会議録	
日　　時	平成30年6月5日（火）14時30分～16時40分
開催場所	みなとみらい本町小学校　第二音楽室
出席者 （８名）	小松委員、野木委員、片岡委員、村田委員、中丸委員、森川委員、 奈良輪委員、廣渕委員
欠席者 （３名）	平井委員、内海委員、海上委員
開催形態	公開（傍聴者０人）
議　　題	１　「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて
決定事項	１　横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針について、これまでの審議を踏まえ見直しの方向性を確認し、答申書を確定した。
議　　事	**１　「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて** （委員） 答申案には今までの議論が、しっかり反映されていると思います。 21頁の「学校規模適正化実施校における検証」について、学校統合において課題となるポイントの２つ目に、「PTA等の学校組織の再編に係るケア」という記載がありますが、PTAが学校組織の一部であると誤解を与えるので、答申では表現を修正した方が良いと思います。例えばここでは、「PTA等の組織の再編」とした方が学校関係の組織であることは伝わるのではないでしょうか。 （事務局） 組織の関係性等、誤解のないよう修正します。 （委員） 小規模校については何らかの対応をしなければいけませんが、学校経営上、難しい点が多いと思っています。 （委員長） 71頁の「学校統合時の配慮事項等」に①～⑤として記載されている配慮事項について、新設校の学校長から「完成前に設計図を見ていた時と、実際に学校が完成した時では違いがある」という話を聞きました。学校統合前の段階だけでなく、実際に統合校として新たな学校が開校した後も、教職員や児童・生徒、保護者、あるいは地域の皆さんに対する支援を、様々な形で実施するべきだと思います。そういった点について記載があると良いと思いますがいかがでしょうか。例えば新設校では、図書室の本が揃うまでの２～３年間は、特別に予算措置を検討する等の配慮をしたり、新しい施設を使う、現場の教職員の声を聞いて支援をしていただきたいと思います。 （委員） 21頁の「学校規模適正化実施校における検証」についてですが、学校統合にあた

	り、特別な支援が必要となるような、地域や学校で対策しきれない程の問題はなかったという認識でよいでしょうか。 （事務局） 学校統合実施校へのヒアリングを行った結果、学校統合後、学校運営が落ち着くまで２～３年の期間かかるという意見がありました。人の配置、学校の運営体制、予算、PTA 組織の立ち上げの支援、通学に対する支援等、学校統合後のことについても、教育委員会事務局としてフォローしなければいけないというようなご意見をいただいており、大事なことだと思っています。 （委員） 学校統合後、学校運営面は良いが、統合前の PTA や地域間でわだかまりがあるという話を聞いたことがあります。学校統合して終わりではなく、関係校の保護者や地域が落ち着くまでフォローしていただけたらと思います。 （事務局） 学校統合するまでの１年間を、児童・生徒、教職員、PTA 同士の交流期間として設けています。 交流はうまくできていても、学校統合後、PTA 組織が一つになったときに、役員の人選や、会議の運営、規約等について、具体化していく過程は、やはり難しい点があると聞いています。事務局としては、過去の色々な事例を説明して、円滑に進められるよう最大限努力していかなければならないと思っています。 （委員長） PTA ごとに規約をはじめ、会費、運営方法、役員の選出方法など様々です。 （委員） 統合後の事例を集め、ガイドラインのような形でまとめられるといいのではないかと思います。 もう一点、65 頁の「望ましい通学距離」のところで、「校舎の建替えを行う際、建替え中、一時的に他の施設を活用することなどを想定し」とありますが、ここまで具体的に書く必要はあるのでしょうか。望ましい通学距離についての基本方針ですので、例外的な校舎の建替えなどで一時的な対応として想定されることについては具体的に記載しなくてもいいのではないかと思いました。 （事務局） 今後、市内に 500 校ある学校を、順次建替えていくにあたり、統合に伴う建替えも少なくないと考えています。 原則徒歩通学としている中で、確かに例外的な対応ではありますが、学校統合に伴う建替えにおいて、通学支援策の実施を検討するのは横浜にとっては初のケースであるため、詳細に記載しましたが、表現については工夫したいと思います。

	（委員） 今後、様々なケースが出てくる可能性がある中、今から予測し、検討しておくのも大事かもしれません。 （委員） どのようなことが起こるか分からないからこそ、もう少し抽象的な表現でもいいと思いました。 （委員長） 横浜市は人口や学校の分布が密集していることもあり、これまで通学支援策は実施してこなかったということですが、市内には、路線バスが通っていても、運行本数が非常に少ない地域等もあります。そういった地域で今後、公共交通機関の利用も含めた通学支援策を検討するのであれば、バス運行会社などとも協議し、通学の時間帯だけ本数を増やしてもらうなど、子どもたちの通学が不便とならないよう、また、安全性が脅かされないような配慮をお願いしたいと思います。 （委員） 都筑区の都田中学校区において、交通局と相談の上、朝の時間帯にバスを１本増便してもらった事例があります。 69 頁の「多様な関わりの機会・場の創出」の、下段のほうに「教員に加えて多様な専門性を持つ職員の配置を進める「チームとしての学校」が求められる」という記載がありますが、学校規模によって教職員の人数が決まる部分もあると思います。小規模校だから専門性を持つ教職員がいないというようなことがないよう、教職員の配置について配慮していただきたいと思います。 （事務局） 多様な専門性とありましたが、一般的に大きい学校では、多くの教職員の目から子ども達を見ることができるという点から、このように記載しています。 一方で、たとえば学校司書等の各校に一人配置されるような専門職においては、小規模校のほうが、結果的に児童・生徒１人あたりの教職員数が手厚くなるという面もあります。 （委員） 教職員の配置は、学校規模により定数が決まるということですが、どこの学校においても、地域の協力をいただきながら学校運営を進めている部分があると考えています。教育委員会としては、こういった部分をどのように捉えているのでしょうか。 （事務局） 横浜市では、どこの学校においても、地域と連携し、力をお借りしながら学校運営をさせていただいております。学校だけでは、成り立つものではないと考えており、地域との関係は大変重要なことだと思っています。 小規模校には小規模校の良さがあると考えています。小規模校の良さを大事にしながらも、適正規模化を図ることによって、子どもたちにとってより良い学習環境になっ

	ていくのかなと思っております。小規模校を否定するわけではなく、その特性を踏まえた上で、適正規模化の必要性について示せればと思います。 （委員） 地域の教育力を活用するのはいいことですが、学校からするとそれはあくまで支援の形であり、授業等を行うのは教職員です。小規模校では、例えば技術科のように週の授業時数が少ないような科目は正規の職員ではなく、非常勤講師が授業を行います。しかし、週に数時間だけの授業を受け持つ非常勤講師の数も少なく、他の学校との掛け持ちという形でも、人材を探すのが非常に大変です。 小規模は全員の顔と名前が一致する等、アットホームなところがありますが、学年１～２クラスで、学校生活を送っていくわけですので、子ども同士の関係においては難しいところもあります。周囲からの刺激も少なく、馴れ合いとなってしまう部分もあります。一方で、大規模校は大規模校で難しいところがあります。 （委員長） 教員の立場からすると、小規模校だと教員一人で請け負う役割が多くなり、それに伴う研究会や研修等の出張機会も増え、一方で学校に残る教員も少なくなってしまうため大変だという話を聞きます。 これまで検討委員会としては、小規模は良くないので必ず適正規模にしなければいけないという議論はしていません。それぞれに良さがある中で、小さすぎるところ、大きすぎるところはできる限り解消し、子どもの学ぶ環境、教職員の状況、あるいは保護者の立場から見て望ましい規模である適正規模化を進めていくのが良いのではないかと思います。 （委員） 71 頁の「学校統合時の配慮事項等」には、学校統合時の配慮事項が①から⑤まで記載されており、その中でも努力目標として、完全には難しいでしょうが小中一貫教育推進ブロックに配慮した通学区域設定について言及しています。 通学区域を変えることは難しいことだとは思いますが、小中一貫教育推進ブロックと合わせ、これまでの議論にあった行政区をまたがないような配慮についても、努力目標として盛り込めたらと思います。 （委員長） 政令市によって違いもありますが、横浜市では、行政区ごとに様々な独自の取組等もありますので、行政区をまたがないような配慮についても、方向性として大事にしたほうがいいと思います。答申の中に具体的な表現があることで、皆さんに認識していただけるので、努力目標としてでも記載があればと思います。 （委員） 68 頁の「適正な学校規模の考え方」に、「他都市に倣い、25～30 学級を準適正規模校とすることも一案として考えられる」という記載があります。これまでの議論においても、施設面や人的配置等の面がきちんと担保されるのであれば、学校統合で統合後の規模が 25 学級を超えても、学校統合の検討の対象とするべきということでし

	た。その中で「“準”適正規模校」という言葉は、適正なのかそうでないのか曖昧な印象を受けましたがいかがでしょうか。 （事務局） 「準適正規模校」という表現については今後、内部でも検討いたします。 これまでの「大規模校」という表現ですと、大規模校であるがゆえに課題があるような印象を与えてしまいますが、人の配置や、施設面での充実を図れば適正規模校と何ら遜色はないという意味でこの言葉を使わせていただきました。 （委員長） 他都市で実際にそういった表現を使っているところがあります。 （委員） 慣れるまでは違和感もあるかもしれませんが、「準適正規模校」という表現でいいと思います。 （委員） 趣旨がしっかり伝わり、問題ないのであればそのままでいいです。 （委員） 都筑区は、非常に規模の大きい学校が２校ありますが、教育委員会としては、どう捉えているのでしょうか。通学区域の変更や分離新設等について検討しているのか、あるいは一過性の急増としていずれは落ち着くとの考えなのでしょうか。 基本方針の議論から外れますが、平等に教育をするにあたって、グラウンドが狭い等、教育活動に支障があると考えられますが、どのように検討しているのでしょうか。 （事務局） 現行の基本方針及び、現在議論いただいている新基本方針においても、通学区域の見直しについては弾力的に行うという考えが基本となると思います。通学区域の見直しは、学校運営上支障があるということであれば、保護者や地域、学校からの意見をいただきながら、検討します。 また、そういった機会をとらえて、できるだけ区境と通学区域を合わせていくことも行えればと考えております。 （委員長） それでは、まとめに入りたいと思います。事務局から、まとめについてお願いします。 （事務局） 主な意見としましては、学校統合した後の支援の必要性についてご意見を頂きましたので、答申の中に入れていきたいと思います。具体的には、統合時のガイドラインの作成等を行っていきたいと考えています。 校舎の建替えをする間の一時的な通学支援策の実施について、文章の一部削除のご意

	見をいただきましたが、表現について再度検討いたします。 通学区域が行政区を跨がないようにというご意見につきましては、答申案の中では、66 頁の「地域コミュニティのエリアや行政区等と通学区域との関係」にあるように、両者にゆがみがある場合に、柔軟な対応が必要と記載していましたが、できるだけ行政区をまたがないような努力というような、もう少し前向きな表現についても検討いたします。 学校規模の関係で、「準適正規模」という名称につきましては、検討いたします。 （委員長） 最終的には一般市民の方が読みやすく、理解しやすく、また事務局にとっては、施策が実行しやすいような答申書になればと思っております。今後の細かい修正については、委員長及び事務局にご一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。 （異議なし）
資料・特記事項	【資料】 ・「会議次第」 ・「委員名簿」 ・「座席表」 ・審議内容について ・横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の見直しについて（答申案） 【特記事項】 なし